

和歌山県屋外広告物条例・施行規則

屋外広告物の 点検者の資格要件の見直しについて

令和3年10月1日

和歌山県 県土整備部 都市住宅局 都市政策課

屋外広告物の点検者の資格要件の見直しについて

■背景

・H27北海道札幌市での看板落下事故(女性1名重体)をきっかけに、全国的に屋外広告物(以下、広告物)の安全性の確保が求められている

・H28屋外広告物条例ガイドライン(以下、国ガイドライン)の改正

→ 屋外広告士及びその他これと同等以上の知識を有する**屋外広告物点検技能講習修了者**(以下、点検技能講習修了者)等による点検が義務化された

注)屋外広告物条例ガイドラインとは地方公共団体が屋外広告物条例を制定・改正する際の参考資料として国交省都市局公園・緑地景観課から示されているもの。昭和39年建設省都市局都市総務課長通達「屋外広告物標準条例(案)」に端を発する。

・本県における広告物の安全対策の現状

→ 広告物の「更新許可申請」時に、屋外広告士等の資格を有する“点検者”による点検を義務付けているが、点検者の資格要件に**点検技能講習修了者が含まれていない**

⇒ 点検技能講習修了者の追加を検討

・現行の点検者の資格要件を再検証

→ 資格要件を広告物の規模に応じて区分している都道府県が多い中、本県は**規模に応じた資格要件の区分を行っていない**

⇒ その必要性を検討

点検者の資格要件の見直し

①点検技能講習修了者を点検者の資格要件に追加する

②広告物の規模に応じた点検者の資格要件とする

屋外広告物の点検者の資格要件の見直しについて

■点検者の資格要件の見直し①

- ・和歌山県屋外広告物条例施行規則(昭和59年和歌山県規則第85号)の改正
- ・改正時期: 令和3年10月1日施行(点検技能講習修了者の資格要件の追加以外については、3年後より施行)
- ・改正理由: 広告物の安全性をより一層向上させるため
- ・改正箇所: 第7条第2項及び第3項、別記第3号様式の2(屋外広告物点検結果報告書) 他

主な変更点	現行	改正案 * 赤字: 変更箇所
(1) 資格要件	・規模によらず一律同じ資格要件	・広告物の規模(高さ4mを基準とする)に応じた資格要件とする ・「屋外広告物点検技能講習修了者」を資格要件に追加する
(2) 点検の対象となる広告物の種類	・高速道路等沿道案内広告物 ・案内広告物(電柱除く) ・建築物利用広告物【壁面、突出し、屋上】 ・独立広告物	・高速道路等沿道案内広告物 ・案内広告物(電柱含む) ・建築物利用広告物【壁面、突出し、屋上】 ・独立広告物 ・工作物利用広告物【電柱等】
(3) 点検項目	・7項目	・18項目
(4) 添付書類	・申請前30日以内に撮影したカラー写真 ・許可書等の写し ・(旧)屋外広告物点検結果報告書(別記第3号様式の2) ・点検者の資格証の写し	・申請前30日以内に撮影した 全景 のカラー写真 ・許可書等の写し ・(新)屋外広告物点検結果報告書(別記第3号様式の2) ・点検者の資格証の写し ・申請前3ヶ月以内に撮影した点検項目及び改善箇所のカラー写真 ・地面から広告物の上端までの高さを明らかにした図面又は写真
(5) 1申請に点検の対象となる広告物が複数含まれる場合の取り扱い	(定めなし)	・各広告物について点検を実施し、それぞれについて点検結果報告書を作成する
(6) 点検の時期	(定めなし)	・申請前3ヶ月以内に実施したものであること

屋外広告物の点検者の資格要件の見直しについて

■点検者の資格要件の見直し②

表示者等は、許可を受けた広告物の更新許可申請時に、屋外広告士等の資格を有する点検者による点検結果を報告しなければならない（和歌山県屋外広告物条例施行規則7条2項及び3項）

現行		改正案 *赤字:変更箇所		
点検対象の広告物	点検者の資格要件	点検対象の広告物	点検者の資格要件	
高速案内広告物 案内広告物 （電柱除く） 建築物利用広告物 独立広告物	屋外広告士 建築士（1級、2級、木造） 職業訓練指導員免許所持者 （広告美術科、帆布製品科） 技能検定合格者（技能士） （広告美術仕上げ、帆布製品製造） 職業訓練修了者 （広告美術科、帆布製品製造科） 電気工事士（第1種、第2種） 電気主任技術者（第1種、第2種、第3種） 屋外広告物講習会修了者 屋外広告業登録業者	地面から 広告物又は 掲出物 件の上端 までの高 さが4mを 超えるも の	屋外広告士 建築士（1級、2級、木造） 職業訓練指導員免許所持者 （広告美術科） 技能検定合格者（技能士） （広告美術仕上げ） 職業訓練修了者 （広告美術科） 点検技能講習修了者	高さが4mを超える広告物は より専門的な技術者資格を 有する者が点検をする ⇒ 構造に関する専門 知識がある技術者資格
高速案内広告物 案内広告物 （電柱除く） 建築物利用広告物 独立広告物	屋外広告士 建築士（1級、2級、木造） 職業訓練指導員免許所持者 （広告美術科、帆布製品科） 技能検定合格者（技能士） （広告美術仕上げ、帆布製品製造） 職業訓練修了者 （広告美術科、帆布製品製造科） 電気工事士（第1種、第2種） 電気主任技術者（第1種、第2種、第3種） 屋外広告物講習会修了者 屋外広告業登録業者	地面から 広告物又は 掲出物 件の上端 までの高 さが4m以 下である もの	屋外広告士 建築士（1級、2級、木造） 職業訓練指導員免許所持者 （広告美術科、帆布製品科） 技能検定合格者（技能士） （広告美術仕上げ、帆布製品製造） 職業訓練修了者 （広告美術科、帆布製品製造科） 電気工事士（第1種、第2種） 電気主任技術者（第1種、第2種、第3種） 屋外広告物講習会修了者 屋外広告業登録業者 点検技能講習修了者	より専門的な技術者資格と 同等以上の知識を有する 点検技能講習修了者を追加
工作物利用広告物	点検不要	高速案内広告物 案内広告物 建築物利用広告物 独立広告物 工作物利用広告物	屋外広告士 建築士（1級、2級、木造） 職業訓練指導員免許所持者 （広告美術科、帆布製品科） 技能検定合格者（技能士） （広告美術仕上げ、帆布製品製造） 職業訓練修了者 （広告美術科、帆布製品製造科） 電気工事士（第1種、第2種） 電気主任技術者（第1種、第2種、第3種） 屋外広告物講習会修了者 屋外広告業登録業者 点検技能講習修了者	高さが4m以下の広告物は より専門的な技術者資格又 はその他の技術者資格を有 する者が点検をする
その他広告物 （貼り紙、貼り札等）	点検不要	その他広告物 （貼り紙、貼り札等）	点検不要	技術者資格でないので除外 する
広告物の規模に応じて資格要件 を区分していない		点検の対象となる広告物 の種類を追加する		広告物の規模に応じて資格 要件を区分する ⇒ 高さ4m超を基準とする
				より専門的な技術者資格と 同等以上の知識を有する 点検技能講習修了者を追加

屋外広告物の点検者の資格要件の見直しについて

■規模の基準

高さが4mを超える広告物

→ 地面から広告物又は掲出物件の上端までの高さが 4m を超えるもの

* 建築基準法の場合：高さ4mを超える広告塔等→ 確認申請が必要、構造耐力規定が適用される

